市民参加実施予定シート

予　定
平成30年4月1日時点

担当課（　子ども家庭課　　）

1　市民参加の手続　実施予定について

通称	子どもをみんなで育む計画の中間見直しについて	市が考える 市民等への影響	〈メリット〉 ・子どもの最善の利益が実現され、すべての子どもが健やかに育ち、地域社会全体で子育てを支援を推進する。 ・市民・地域・企業・行政がそれぞれの役割を担い、すべての子育て家庭への支援を充実・強化する。 〈デメリット〉 ・特になし。
名称	子どもをみんなで育む計画～流山市子ども・子育て支援総合計画～		
概要	本計画は、平成27年度から平成31年度の5か年計画であるが、子ども・子育て支援の更なる充実のために、中間年度にあたる平成29年度に計画の見直しを行うもの。 子どもの最善の利益が実現され、すべての子どもが健やかに育ち、地域社会全体で子育て支援を推進する。 保育所や学童クラブ等の量の見込を算定し、それに対応できる確保方策を設定していく。		

（1）市民参加の対象事項について

市民参加の対象事項に該当するもの （条例第5条第1項及び第4項）		市民参加の手続を実施しないもの （第5条第2項の規定）	
■	（1）基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	□	（1）軽易なもの
□	（2）行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	□	（2）緊急に行わなければならないもの
□	（3）公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	□	（3）法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
□	（4）市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由	
□	（5）条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更		
□	第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合		

（2）市民参加の手法について

市民参加の方法（条例第6条第1項）

実施方法			実施予定時期	参加が期待される市民等	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期（流れ）を選択した理由
複数実施	■	審議会等	平成28年12月～平成30年2月中で10回実施	審議委員（専門家、公募の市民等）	流山市子ども・子育て会議	審議会：専門的な見地からの調査や審議、意見を聴取する必要があると考えたため パブリックコメント：素案を広く周知するとともに、素案に対する具体的な意見を聴取できると考えたため その他（アンケート）：5か年の長期計画であるため、より多くの市民の声を聞き取る必要があると考えたため
	■	パブリックコメント手続	平成29年11月22日～平成29年12月21日	全市民等		
	□	意見交換会				
	□	公聴会				
	□	政策提案制度				
	■	その他	平成29年1月25日～平成29年2月8日	子育て支援施設等の利用者	アンケート	

（3）市民参加のスケジュール（予定）

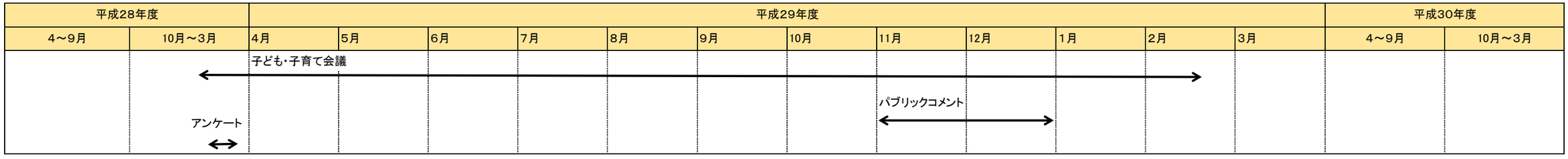

2　当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由
スケジュール	平成30年4月1日	開催日が確定したため			